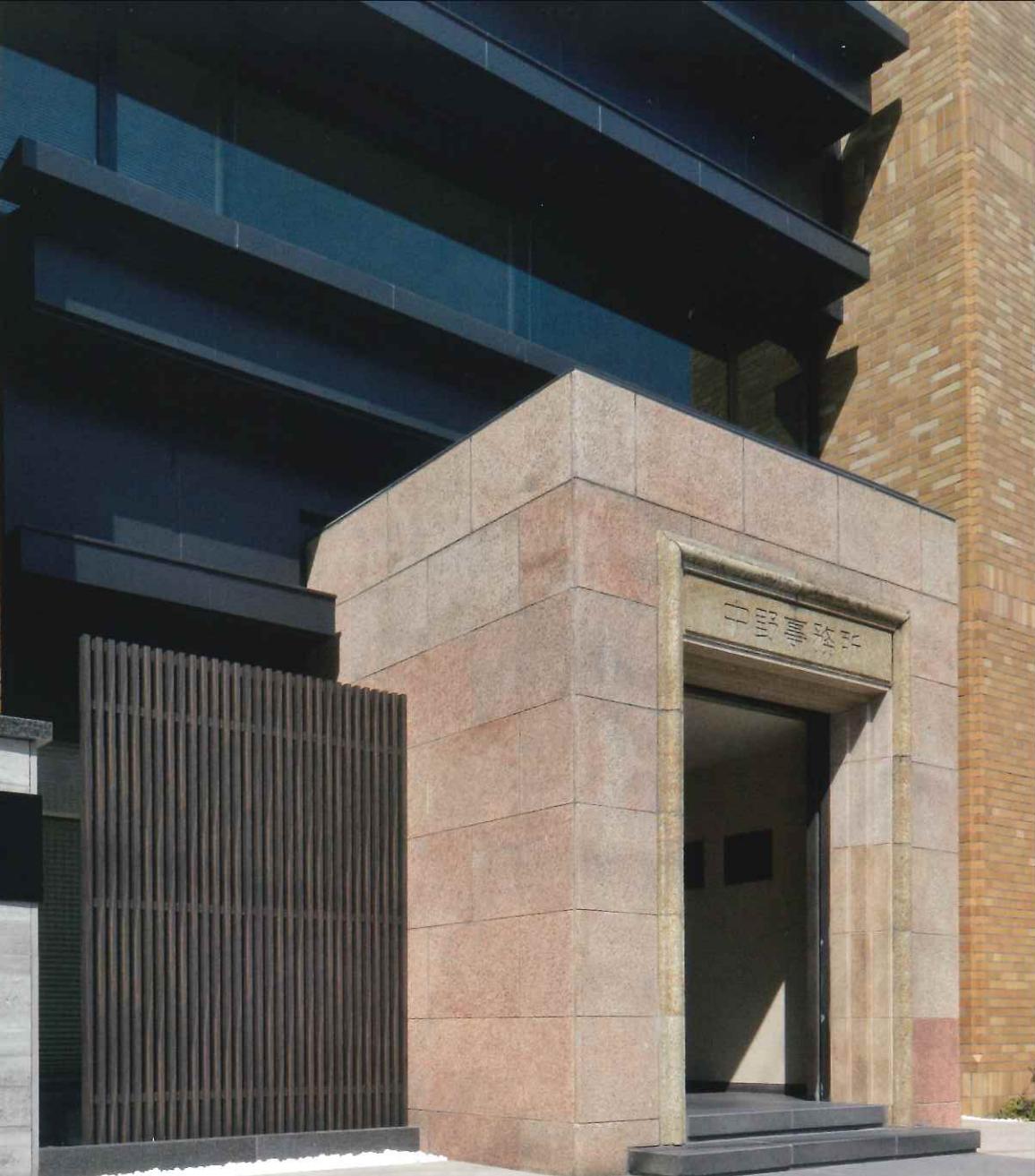


NAKANO FORUM

- P2 所長所感
ポストコロナの世の中
- P3 税務相談室
日本の居住者が米国の不動産を
売却する場合の課税
- P4 年末調整手続の電子化について
- P5 Topics
ビジネスにおけるチャットツールの活用
- P6 事例から見る不正会計
- P7 テレワーク
文化街道
ヴィトゲンシュタイン
- P8 一寸一言
日常生活に欠かせない時短家電
ニュースを読む
新型コロナウイルス対応にみる危機管理の難しさ



vol.
79



ポストコロナの世の中

所長 公認会計士 中野 雄介

今年も桜の開花とともに春の訪れを感じ、爽やかな初夏へと移りつつあります。ただ、今年は新型コロナウイルスの感染が全世界規模で拡大し、浮かれ気分とはいきません。日本では春の選抜高校野球が中止となり、東京オリンピック・パラリンピック2020の開催も1年延期が決定されました。また、学校では休校を余儀なくされ、卒業式や入学式を縮小して開催せざる得なくなりました。緊急事態宣言が発令されるなど普段なら人で溢れている繁華街も人がまばらな状況です。京都では葵祭行列など各種行事が中止又は延期となり文化観光産業にとっては大打撃となっています。さらに、製造業をはじめその他の産業においても物流や人の移動が制限される中、企業経営に対するインパクトは予断を許さない状況です。

10年毎の激変

このような中で大企業を中心に、在宅勤務や時差出勤などの対応が広がりをみせており、一堂に会する会議は自粛されテレビや電話による会議の開催が当たり前となりつつあります。巷では、マスクの着用とアルコールによる消毒は新しいエチケットとなり、握手も憚られるようになっています。

振り返ってみると、おおよそ10年毎に今までの常識を一変させる出来事が生じていることに気付きます。

今から30年前、ソ連が崩壊(1991)し、二局化していた世界の政治経済情勢は一変しました。

今から20年前、アメリカで同時多発テロ(2001)が発生しました。ニューヨークのワールドトレードセンターへ航空機が激突する映像が鮮明に蘇ります。冷戦時とは異なる対立構造、歪みが浮き彫りになりました。

今から10年前、東日本大震災(2011)が起こりました。自然災害の前に為す術がないことを思い知らされると同時に安全神話により推進されてきた原子力政策の危うさも露呈しました。

そして今回、新型コロナウイルスの全世界規模での感染拡大です。

コロナで思うこと

そこで改めて感じたのは、世の中に不要不急のもの

が意外と多く、そこで経済が回っていること。人の移動をはじめ物流が制限されると最近流行の「所有しない」、「在庫をもたない」は成り立たないこと。東京(大都市圏)の当たり前はむしろ特殊性であること。等でしょうか。

実は強く行動が制限された不自由な生活環境下にこそ新しい社会変革の種があり、変革に対する強い欲求が生まれるのです。そこに新しい価値の創造やイノベーションが起きるチャンスがあるように思います。「大変だ、大変だ」と言っているだけでは世の中の波に飲み込まれるだけです。目先の対応にそれどころではないかも知れませんが、しっかりとポストコロナの状況も見据えておかなくてはなりません。

コロナ後の世界

おそらく短期的には、自粛疲れによる消費が活発化するでしょうが、長期的には人との繋がりの大切さや同じ時間同じ空間を共有することの価値が再び見直され、一度の人生を悔いなく謳歌したいという行動欲求がより強まるような気がします。すなわち必要と認めたモノやコトに対しては惜しみなく消費するが、無駄と思われるものには消費を控える傾向が従前よりもさらに顕著になるのではないかと思うのです。

もちろん、働き方もテレワークが一層進み仕事の場所や進め方の自由度は格段に高まる一方、個々の業務の意義や必要性が厳しく問われることになります。そして世の中の制度や業界のルールも大きく変わることになるでしょう。逆にそうしなければ企業が業績を伸ばすことは難しく、より豊かな暮らしと仕事の生産性向上を両立させることはできません。

ソ連崩壊、アメリカ同時多発テロ、東日本大震災、10年間隔で起こる予測を超える事態に世の中は大きく変わってきた。

それでも桜は咲き、草木も芽を出しいつも変わらない春もあります。

コロナが終息すれば元の世の中に戻るのでしょうか。それとも働き方等が大きく変化して新しい世の中になっているのでしょうか。いずれにしても一刻も早い新型コロナの終息を祈るばかりです。

日本の居住者が米国の不動産を売却する場合の課税

A

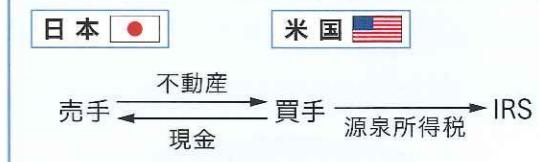
1. 米国の源泉徴収

米国の非居住者が米国の不動産を売却する際には、売却額の右図源泉税を買手に源泉徴収されます。

また、売却額が取得費と売却費用より低く明らかに売却損の場合は、米国歳入庁(IRS)に申請し源泉所得税の減免証明を受けると、源泉税は還付されます。

※連邦のほか、州(一部を除く)でも所得税が課税され申告が必要で、居住者以外による不動産売却について、源泉徴収義務を課している州もあります。

不動産売却額	買手の居住用の源泉税率	左記以外の源泉税率
\$ 300,000 以下	0 %	
\$ 300,000 超 \$ 1,000,000 以下	10 %	15 %
\$ 1,000,000 超	15 %	



2. 日本の確定申告

暦年課税で、通常は売却年の翌年3月15日が申告期限です。不動産の売却益は他の所得と分離して課税され、売却年の1月1日に所有期間が5年超の不動産は長期譲渡としての課税となります。

★分離長期譲渡所得金額 = 売却収入 - [取得費 + 売却費用]

売却収入	取得費	売却費用
固定資産税の精算金も含みます。	①+② ①土地=購入額、②建物=購入額-減価の額 ※購入時の土地と建物の区分が不明の場合、不動産の固定資産税評価額と課税額は土地と建物に分けて州が情報を公開しており、購入総額を按分する参考にできます。	仲介業者の手数料や司法書士報酬、印紙税のほか、米国の不動産の場合は、エスクロー費用(買手と売手の双方から雇われ様々な事務処理を行な取引の公正を監督する役目をする)やカウンティ(連邦と州の下位の行政区)に支払う移転税(所有権移転にかかる税金)なども売却費用になります。

★分離長期譲渡所得金額 × 20.315% = 譲渡所得税・復興特別所得税・住民税(※)

※次の金額を限度として上記1.の外国所得税をその年の所得税・復興特別所得税・住民税から控除できます。

$$\text{所得税・復興特別所得税の控除限度額} = \text{その年分の所得税・復興特別所得税} \times \frac{\text{その年分の国外所得金額}}{\text{その年分の総所得金額}}$$

$$\text{住民税の控除限度額} = \text{所得税・復興特別所得税の控除限度額} \times 30\%$$

3. 米国の確定申告

暦年課税と分離課税は日本と同様ですが、通常の申告期限が4月15日であることと、所有期間が1年を超える不動産の売却が長期譲渡である点が日本と異なります。不動産の売却益の税率は原則最高で20%ですので、売却額の15%の源泉税以下に収まるケースが多く、その場合は還付されます。州税についても同様です。

- <1> 確定税額が源泉徴収税額を下回り、税金が還付される場合
- <2> 確定税額が源泉徴収額を上回り、追加納付の場合

4. 日本での再調整

一旦、米国での源泉徴収税を納付済外国税額として日本の確定申告で外国税額控除を受けた後に、米国の確定申告で税金の還付を受ける(3.<1>)と、日本の確定申告で納付済とした米国の税額が過大であったことになります。そのため、修正申告が必要となります。

一方で、米国で追加納付の場合(3.<2>)には、更正の請求ができます。

日本の居住者が、米国の不動産を売却する場合は、以上4回のタイミングで適正な税務対応が求められます。

税理士 野呂 和代

年末調整手続の電子化について

従来から扶養控除申告書等(以下「申告書等」)の年末調整関係書類は、勤務先が税務署へ届け出ることにより、従業員から電子データで提供を受けることが可能でした。令和2年分以後は「住宅ローン控除申告書※1」、「保険料控除証明書等」についても電子データで提供を受けることが可能となりました。

※1 住宅ローン控除申告書が電子データの対象となるのは、居住年が令和元年以後のものに限られています。

1 年末調整手続の電子化とは

これまでの年末調整手続は、申告書等に従業員が手書きをして勤務先に提出するなど、主に書面で行われていました。電子化を導入すると、従業員は控除証明書等を電子データで取得し、それらを利用して申告書等のデータ作成を行います。勤務先は従業員から申告書等のデータ及び控除証明書等のデータ提供を受け、年末調整を行います。

2 電子化のメリット・デメリット

勤務先のメリット	従業員のメリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 控除額・添付書類の確認作業の削減※2 記載誤りが減少し、従業員への問い合わせ事務の削減 書類保管コストの削減 	<ul style="list-style-type: none"> 作成時間の短縮 控除証明書等を紛失した場合の再発行の手間が不要 	勤務先と従業員の双方が電子化に対応していないと年末調整手続の電子化が困難ない

※2 控除証明書等の電子データには保険会社等から電子証明書が付されるため、データ改ざんなどのチェックが不要となります。

3 電子化に向けての手続き

(1) 勤務先の準備

- ①電子化の実施方法の検討 ②従業員への周知
 - ③給与システム等の改修 ④税務署への届出
- 適用を受けようとする月の2か月前までに、「電磁的方法による提供の承認申請書」を税務署に提出し承認を受ければなりません。なお、既に提出している場合は、改めて提出する必要はありません。

(2) 従業員の準備

- ①年調ソフトの取得
令和2年10月に国税庁からパソコン版及びスマートフォン版が無償で提供される予定です。また、民間のソフトウェア会社が提供するソフトウェアも順次利用可能となる見込みです。
- ②控除証明書等のデータ取得
控除証明書等のデータ取得は、(i)保険会社等のホームページから取得、(ii)マイナポータル連携を利用して一括で取得、の2つの方法があります。

〈注意事項〉

- (i) 控除証明書等のデータ提供は義務ではないため、全ての保険会社等がデータ提供が出来るとは限りません。対応しているかどうかは保険会社等に問い合わせてください。
- (ii) マイナポータル連携を利用する場合にはマイナンバーカードが必要です。(新たに交付申請するときは発送までに概ね1か月程を要します。)

4 電子化による実務の変更点

勤務先・従業員の準備を全て行わなくても、表のように部分的な対応で効率化を図ることも可能です。
例えば、パターンAであれば、勤務先から申告書等を配布せずに従業員に年調システムに入力・印刷を依頼することにより、控除額の計算・訂正等の事務作業の削減を図るといった効率化が可能です。

年末調整手続	従来	パターン A	パターン B (電子化)
控除証明書等の取得 年末調整申告書の作成	ハガキ等で取得 手書き作成	ハガキ等で取得 システムで作成	データで取得 システムで作成
年末調整申告書の提出	書類提出	印刷して書面提出	データ提出
従業員 記載誤り等の確認作業	控除証明書の記載 控除額の計算 記載誤り等の確認作業	手書き 手計算 多い	手入力 自動計算 少ない
勤務先	用紙配布 従業員からの質問対応 記載内容確認・訂正事務 証明書類のチェック 控除額の検算 控除額の給与システム等への入力 申告書類保管(7年)	書面配布 減少 減少 必要 不要 手入力 紙保管	システム配布 減少 減少 不要 不要 手入力 紙保管

参考：国税庁「年末調整手続の電子化及び年調ソフト等に関するQ&A」

税理士 下山 瑞生

Topics

ビジネスにおけるチャットツールの活用

1 チャットツールとは

チャットツールとは、PCやスマートフォンを介してリアルタイムでコミュニケーションをとることができるコミュニケーションツールです。形式的・一方通行なメールと違い、実際に会話するような感覚で使える気軽さが特徴で、1対1だけでなく、複数人でのコミュニケーションが可能です。主にLINEをはじめとした個人で普及が進ましたが、昨今ではビジネスシーンで使用されることも非常に多くなっています。

2 チャットツールのメリット

チャットツールが普及してきたとはいえ、ビジネスシーンではまだまだ電子メールが主流です。ここでは、電子メールと比較したチャットツールのメリットを説明します。



やり取りのスピードが向上する

チャットでは、リアルタイムでコミュニケーションを取ることができ、また、PCやスマートフォン等、あらゆるデバイスからアクセスできるため、コミュニケーションのスピードが格段に上がります。

同時に多人数とコミュニケーションが取れる

グループ機能を使うと、いちいち複数の宛先を入力する必要がなく、一度に複数人と手軽にコミュニケーションをとることができます。

3 チャットツールの活用事例

「2. チャットツールのメリット」で見たように、チャットツールを使用するとビジネスにおけるスピードが格段に向上します。普段のコミュニケーションが速くなるのはもちろんですが、その他にスピード感を生かした以下の活用事例があります。

顧客対応の共有

お客様からのクレームや対応などを即座にグループチャットで共有することによって、全員にリアルタイムで共有することができ、その後の対応も含めて確実にフォローができるようになりました。



日報、稟議書

今まで紙で作成していた日報や稟議書をチャットツール上で作成し、上司からはそれに対する返答をすることで承認とした。出先からでも作成が可能になり、またフィードバックもリアルタイムで行えるようになり、業務の有効性、効率性が増した。

プロジェクト管理

プロジェクトごとにグループチャットを作り、仕様書やソースコードやリンクなどを貼って相互の連携を取りやすくなりました。また、途中からプロジェクトに参加してもチャットの履歴が追えるので、最初から説明する手間が省けるようになりました。

4 最後に

チャットツールのメリットや活用事例を紹介してきましたが、完全に電子メールに取って代わるものではありません。電子メールは硬めの会話を残しておきたいときや、会話ではなく全体に通達して終わり、という場合には適しており、適材適所で使い分ければよいです。メールだけでも全く困っていないという企業も多いかもしれません、さらにビジネスを加速させるために、チャットツールの導入を検討されてはいかがでしょうか。

公認会計士 山尾 勇介

事例から見る不正会計

1. 不正とは ▶

不正とは、不当又は違法な利益を得るために他社を欺く行為を伴う、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいいます。(監査基準委員会報告書240)

2. 不正の発生要素 ▶

不正行為は、アメリカの犯罪学者ナルド・R・クレッシャーが犯罪者への調査を通じて導き出した「機会」、「動機・プレッシャー」、「姿勢と正当化」の3つの要素が揃ったときに発生すると考えられています。

3. 不正事例紹介 ▶

美容ローラー「リファ」やトレーニング機器「シックスパッド」【商流】の企画・販売を手掛ける株式会社MTGによる不適切な売上計上事例(2019年)

MTG上海はECサイト(インターネット上で商品を販売するWebサイト)における新しいパートナーとしてB社を選定。しかし、社内手続が間に合わなかったことから、既存の取引先であるA社に一旦商品を買い取らせB社へ再販売・納品するという構想を立案。A社がこれに応じたため、MTG上海はA社に納品した時点で売上を計上した。

しかし、B社は、これに同意しなかったため、A社からB社への売買は実現せず、A社はB社からの支払を受けないことを理由にMTG上海に対する支払を拒否したという事例。

国際会計基準第15号「顧客との契約から生じる収益」では、企業が、顧客に移転する財又はサービスと交換に権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いことを契約の識別の要件の一つとしています。

本事例ではA社が当初からMTG上海へ代金を支払う意図はなかったと評価でき、売上計上は認められず、A社向け売上高全額は取り消されることになります。

4. 不正会計の経緯 ▶

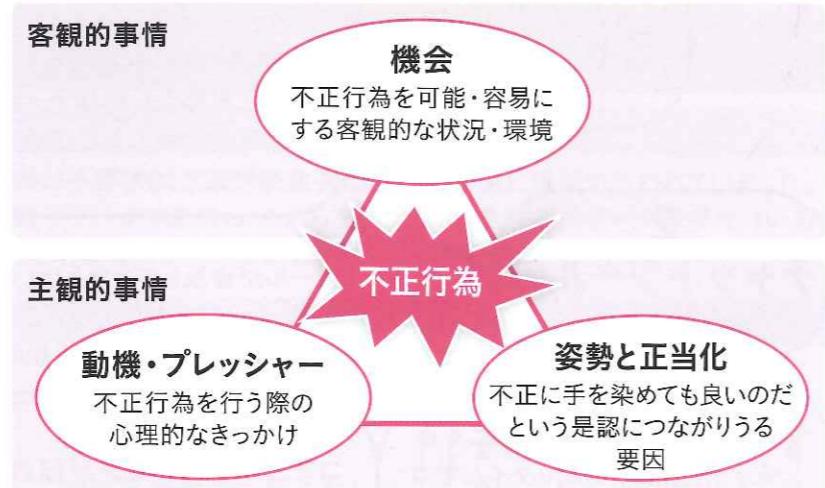
上記不適切な売上計上は、MTG上海では社内決裁システムによる申請を行わないことが常態化していたため、
 ①多くの取引がMTGの管理部門の承認を経ずに成立していたという「機会」
 ②予算達成という「プレッシャー(動機)」
 ③A社へ納品したため売上計上することができるという「正当化」
 のために発生したと考えられます。

5. 不正発見の経緯 ▶

当該不適切な売上計上は、会計監査を行っている監査法人が監査の過程で、売掛金の回収期間が長いこと、売上が高額かつ、利益率が高いことから問題視し、MTG上海に説明を求めたところ売上に関する会計処理の前提となる要件と異なる事象が判明したため発覚しました。

このように会計監査により不正が発見されることがあります、不正を防止するためには「機会」をなくす内部統制を構築することも重要となります。改めて自社の内部統制の見直しをしてみてはいかがでしょうか。

公認会計士 畑下 順平



テレワーク

テレワークとは、情報通信技術を用いることで、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を意味します。テレワークは近年増加傾向にあり、2018年は「導入している」企業の割合が9.0%(前年13.8%)となっています。しかし、導入している企業の多くは大企業で、中小企業ではありません。その理由としては、「テレワークに適した仕事がないから」が71.6%と最も多くなっています。

一般にテレワークに適している業務は、自己管理できるものや直接的な顧客対応が不要な業務と言われています。従って、情報通信業や専門・技術サービス業などは導入しやすく、医療・福祉や宿泊・飲食業・小売業などは導入しにくいと言えます。

しかし、例えばデータ入力や資料作成などは部分的でも導入可能でしょう。またセルフレジや、受付業務の無人化、遠隔診療などの技術も話題となっており、技術的な条件の大小はあるものの、条件が揃えばテレワークが可能な業務がゼロの業種・職種はないと考えられます。

導入のためには、まず個人の業務内容や手順を可視化し、無条件で可能な業務、条件付きで可能な業務などに仕分けすることが効果的です。また、条件を明確にすることで課題も可視化されると考えられます。混乱を避けるため、段階的導入も視野にいれて検討してみる価値はあるかも知れません。

出典：総務省「平成30年通信利用動向調査報告書（企業編）」

公認会計士 田尾 彰

出典：「ヴィートゲンシュタイン」(著者 春日佑芳 発行ペリカン社)

○人間的な生
何が確実な世界であるかを決定する最終的な根拠は、人間的な生にある。とすれば、この生をさらに根拠づけるものはないのであり、われわれの生に理由はないということになるだろう。彼のいう人間的な生とは、具体的にはどのようなものなのかな。このことを知るために、彼の実際の生活態度を見る必要がある。なぜならば、彼がその哲学を通じて繰返し述べているように、語られた言葉の意味は、その行動にあるからである。

われわれの語る言葉は、それ以外の行動によって意味を与える。(『確実性』229項)

実際の行動が、言葉に意味を与える。(『断章』225項)

彼は、自分の哲学に誠実に取組むことによって、人間としてすばらしい情熱の一生を生き抜いたのである。彼が語った「人間的な生」という言葉は、このような生き方をいうものであった。

公認会計士 和田 司

ヴィートゲンシュタインは、1889年オーストリア・ウィーン出身の哲学者である。



ヴィートゲンシュタイン



一寸一言

日常生活に欠かせない時短家電

今や、「時短家電」は日常生活に欠かせないものとなっている。

時短家電とは調理や掃除等を自動でこなす家電のこととで、上手に活用することで日々の暮らしに余裕が生まれる。私自身も、掃除口ボット「ルンバ」や、食材を入れてボタンを押すだけで一品が作れる「ホットクック」等を活用しその恩恵を受けている。中でも全自动洗濯乾燥機は、朝ボタンを押し、仕事に出かけ、帰ると洗濯され乾いてるので初めて使用した時の感動を今でも覚えている。

家事の一部を家電に任せ、浮いた時間を別のことにしてられるようになつたことは、共働き世帯にとって革

新的なことではないだろうか。

日本の共働き世帯数は、1997年に専業主婦世帯数を上回って以降、現在も増加しており、女性の家事にかける時間は20年前に比べ約1時間減少したという。家事にかける時間は今後もさらに減少するであろう。

生活していく上で、複雑な社会環境、人間関係から発生するストレスは尽きることはない。だからこそ、家事ぐらいは上手に手を抜いて、精神的に豊かで、ゆとりのある生活をしていきたい。

家電の三種の神器が、時短家電となる時代もそう遠くはない？

(豊衣足食)

出典：総務省統計局「労働力調査」「平成28年社会生活基本調査」



新型コロナウイルス対応にみる危機管理の難しさ

新型コロナウイルスの終息が見通せない状況が続いています。

今回の事態に限らず、危機への対応は多くの場合困難を極めますが、その要因は「受動性」と「個々の意識」にあります。

想定内であれば計画に基づいた能動的な対応をとることができます。しかし、想定外の事態が発生するとこちらの意図した方向にコントロールできず、その場その場の対応となってしまいます。受動です。今回の事態では対処計画すらなかったため最初から受動の連続でした。状況をコントロールしようとした一斉休校も効果がなく感染者は増加を続けました。

また、オーバーシュート（感染者の爆発的拡大）の危



機感が高まても全国民がその共通認識を持つまでには至りませんでした。「自分は大丈夫」といった根拠のない思い込みです。外出自粛要請が出ても不要不急の外出をする人はいました。うつらないように自分が気を付けるより、うつさないよう他人に気を遣う思いやりの意識を持てば、外出する人も少なかつたでしょう。緊急事態宣言が発令されてから危機感を持ち始めた人もいたのではないでしょうか。自分は大丈夫といった意識が感染経路不明を助長したことは否定できません。この2つの要因が「悲観的に準備し楽観的に対処せよ」という危機管理の基本を難しくしているのです。

福本 幸士



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A.OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所

〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入
TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365
<http://www.nakano-cpa.com/>

発行人 中野 雄介

表紙写真

「弊所玄関アプローチ」
玄関アプローチおよび
駐車場の外構工事を
行いました